

各欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、作成した書面を添付してください。

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

有害使用済機器保管等届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

相 模 原 市 長 殿

届出者

〒252-〇〇〇〇

住 所 相模原市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 040-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目： 電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリル、電子式卓上計算機 ヘルスマーター・・・・・・・・</p> <p>処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）</p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所相模原市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号電話番号040-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>事務所相模原市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号電話番号040-〇〇〇-〇〇〇〇 面 積 〇〇〇cm²</p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）</p>	<p>(1) 相模原市 区 丁目 番 号 面積： m² 高さ：〇m 品目：電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリル</p> <p>(2) 相模原市 区 丁目 番 号 面積： m² 高さ：〇m 品目：電子式卓上計算機、ヘルスマーター</p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>相模原市 区 丁目 番 号 品目：電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリル</p>
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>破砕機 1台 相模原市 区 丁目 番 号 年〇〇月 日設置 処理能力： t / 日</p>
<p>事 務 処 理 欄</p>	

届出者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
株式会社 ○○○○	相模原市 区 丁目 番号	
法定代理人(届出者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

この届出書のほか、次に掲げる書類及び図面の添付が必要です。

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業場の平面図及び付近の見取図
- 3 事業の用に供する施設を設置する場合にあっては、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 4 届出をしようとする者が第二号に掲げる事業場及び前号に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該場所及び施設を使用する権限を有すること)を証する書類
- 5 有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合には、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
- 6 届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写し
- 7 届出をしようとする者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 8 届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の住民票の写し